

第23回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年5月31日（火）午後6時45分～
浦和コミュニティセンター第15集会室

- 1 開 会

- 2 議題
 - (1) 各チームからの報告事項について

 - (2) 自治基本条例について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 条例案骨子の修正（案）

参考資料1 市民から寄せられた意見

条例案骨子の修正（案）

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p>(5) 市政運営・まちづくり</p>	<p>第5章 市政運営及びまちづくり</p>	
<p>①市政運営の基本原則</p> <p>● (市政運営の基本原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確な<u>コンセプト</u>（骨格となる概念）を提示し、計画的な市政運営を行う。 市政運営に際しては、以下を基本とする。 <p>(1) 市政に関する情報の適切な管理、提供、共有に努め、公正性、透明性の確保を図る。</p> <p>(2) 市民参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。</p> <p>(3) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題を効果的に解決するため、<u>協働の核となる人材</u>の育成や発掘に努め、積極的に協働の推進を図る。</p> <p>(4) 社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、政策、制度、組織などについて不断の見直しを行うとともに、総合的な取組の推進に努める。</p>		<p>ア 「まちづくり」の方が「市政」よりも大きな概念であり、先に「まちづくり」の基本原則を述べた方がよいのではないか。⇒「まちづくりの基本原則」については要検討（条例の構成とも関係）。</p> <p>イ この項目がない方が、全体の構成上すっきりしないか。置くとすれば「市政運営・まちづくりの基本原則」であるべき。また、後述と重複している部分が多い。</p> <p>ウ 「コンセプト」が分かりづらいか。</p> <p>エ (3)の「協働の核となる人材」は推進の核となる人材か、事業の中での核となる人材か。</p> <p>⇒(ア～エ)第5章は市政運営のみを対象とするものではなく、情報共有、市民参加、協働は次条以下と重複するのでこの項目は削除。(4)の「政策、制度、組織などについて不断の見直しを行うとともに、総合的な取組の推進」をどうするか要検討。</p>
<p>②情報共有等</p> <p>● (情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、<u>まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。</u> 議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。 <p>● (情報公開の総合的な推進)</p> <p>議会及び市長等は、<u>市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 情報提供 議会及び市長等は、<u>市政に関する正確な情報を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 情報開示 議会及び市長等は、その保有する情報について<u>市民から</u>開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応しなければならない。</p> <p>● (個人情報の保護)</p> <p>議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例などの法令等に基づき、適正に行わなければならない。</p>	<p>(情報共有)</p> <p>第13条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとします。</p> <p>2 市は、前項に規定する情報共有のための仕組みの充実に努めなければなりません。</p> <p>(情報公開の総合的な推進)</p> <p>第14条 市は、市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な推進に取り組まなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する情報を、正確に、かつ、分かりやすく、市民に積極的に提供するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市は、その保有する情報に関する開示請求に対し、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）その他の法令等に基づき、適正に対応しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第15条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）その他の法令等に基づき、適正に行わなければならない。</p>	<p>ア 「市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり」がくどくないか。「まちづくりに関する情報を…」で十分ではないか。⇒「市民自治を進めるに当たり」を削除。</p> <p>イ 「市民の知る権利」と市民の権利（第5条）にある「共有することを求める権利」の関係性が分かりづらいのではないか。⇒市民の権利（第5条）に「知る権利」を追記。</p> <p>ウ 「市民の知る権利を保障し」とあるが、市によって保障されるものなのか。⇒「尊重」に修正。</p> <p>エ 「市政に関する正確な情報」は「市政に関する情報を正確に提供する」ではないか。⇒修正。</p> <p>オ 「市民から」とあるが、情報公開条例では、「何人も」になっている。「市民から」をとった方がよいのではないか。⇒「市民から」を削除。</p> <p>カ 「個人情報の保護」に関して、行き過ぎている個人としての権利義務について留保してもよいのではないか。⇒情報共有（第13条）に含まれる。</p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p>③市政への市民参加の促進</p> <p>● (市政への市民参加の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。 議会及び市長等は、<u>多様な市民</u>が市政に参加できるように、市民参加の制度や<u>機会の充実</u>に努めるとともに、市民参加に関する<u>手続の簡素化</u>に努めるものとする。 <p>● (審議会等への市民参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により<u>多様な市民</u>を委員に選任するなど、積極的に市民参加の取組を進めるものとする。 	<p>(市民参加の推進)</p> <p>第16条 市は、市民の意見を市政に反映するため、市民参加の促進に取り組まなければなりません。</p> <p>2 市は、市民参加による政策の立案、評価等を行った結果及び市政への反映状況を適宜公表するものとします。</p> <p>3 市は、市民の誰もが容易に市政に参加できるよう、市民参加の制度及び機会の充実に努めなければなりません。</p>	<p>ア 議会と市長等については書かれているが、市民のすべきことが書かれていない。「市政への市民参加の促進」の項目で市民のすべきことを明記しなくてもよいのか。</p> <p>イ 「市民が参加すべし」ということを先に書き、そのために「議会・市長等は～」とする方法が考えられる。</p> <p>ウ 市政への市民参加の「機会の充実」について、すでに機会はあるのではないかと。市民も参加の機会を積極的につかんで参加してほしい、ということを書いた方がよいのではないかと。</p> <p>⇒(ア～ウ)要検討。参加が難しい市民などいる中で、市民の責務を規定してよいか(多くの市民に受け入れられるか)。</p> <p>エ 市民の権利の規定部分で市民参加に対応する部分を手厚くしてはどうか。⇒市民の権利(第5条)にあり。</p> <p>オ 「市政」や「市民」が繰り返し使用されている。整理が必要ではないかと。⇒文章整理。</p> <p>カ 「多様な市民」について、「多様な」を具体化した方がわかりやすいのではないかと。⇒年齢・性別・国籍・団体など例は多く、「多様な」は人により様々な受け取り方があるので、「市民の誰もが」に修正。</p> <p>キ 「手続の簡素化」がわかりにくい。「市民が参加しやすい条件づくり」等にした方がわかりやすいのではないかと。⇒第3項の「制度及び機会の充実」に集約。</p> <p>ク 2つ目の「●審議会等への市民参加」について、日時や場所を工夫すれば参加しやすくなるのではないかと。⇒「●審議会等への市民参加」は、第3項「制度及び機会の充実」に集約。</p>
<p>④協働</p> <p>● (協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>市民と議会・市長等は</u>、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、<u>協働を推進するものとする</u>。 <p>(1) 目的及び目標を共有すること。</p> <p>(2) 互いの立場や特性を尊重し、<u>対等な立場で協力すること</u>。</p> <p>(3) それぞれの責任と役割を明確にすること。</p> <p>(4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>市民と議会・市長等は</u>、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、<u>市民の自発的な活動の支援</u>、<u>協働の場の設定</u>その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。 	<p>(協働の推進)</p> <p>第17条 市民及び市は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに新たな課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 目的及び目標を共有すること。</p> <p>(2) 互いの立場又は特性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。</p> <p>(3) それぞれの責任及び役割を明確にすること。</p> <p>(4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>2 市は、市民との協働を推進するため、協働に関する理解を深める機会の提供、市民の主体的かつ公益的な活動の支援等を行うものとします。</p>	<p>ア 協働に対して「いつ」「どのように」という観点から、1つ目の「・」と2つ目の「・」を整理してはどうか。2つ目の「・」は「いつ」であり、1つ目の「・」は「どのように」である。2つ目の「・」を先にした方がよい。</p> <p>イ 1つ目の「・」と2つ目の「・」は主語(市民と議会・市長等)が同じであるので、同じことを述べているのではないかと。結論が似たようなものになっている。</p> <p>ウ 2つ目の「・」は3者のうちのある主体からの提案による協働を想定していたものだが読み取れない可能性がある。</p> <p>エ 2つ目の「・」と3つ目の「・」を整理した方がよいか。</p> <p>⇒(ア～エ)2つ目の「・」は削除。市民からの提案については応答義務(次条)に含まれる。</p> <p>オ 「市民と議会・市長等は」という書き方について、「情報共有等」では「市民、議会、市長等は」であった。⇒主語は、「市民と市」で整理。</p> <p>カ 議会と市長の協働はありえないのではないかと。⇒「市民と市」で整理。</p> <p>キ 「並びに」と「及び」が入る文章はわかりにくいと。文章を区切ってはどうか(「共通の目的を実現するため地域や市の」等)。⇒それほど長い文章ではないので修正せず(一部の語句が重複してもすべて並べるか、又は2つの項に分けて箇条書きにする方法もある)。</p> <p>ク 「協働を推進するものとする」は「協働を推進する」とした方がよいか。⇒市民が主語に入るのであれば「努めるもの」が妥当。また、協働が難しい市民などいる中で、市民の責務として規定してよいか(受け入れられるのか)。</p> <p>ケ (1)～(4)が論理的に独立しているか疑問である。(2)と(3)は内容が近い。⇒内容は関連しているが、文章のバランスも考慮して修正せず。</p> <p>コ (2)の「対等な立場で協力すること」は「対等な立場で協力し合うこと」の方がよいのではないかと。⇒修正。</p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
		<p>サ 2つ目の「・」の「必要と認められるときは」の主語は「市民と議会・市長等」だが、3者共が必要と認める場合かあるいは1者かが疑問である。⇒2つ目は削除。</p> <p>シ 「市民の自発的な活動の支援」は「協働の推進のために」という条件を付け絞った方がよいのではないか。「市民の自発的な活動」がどのような活動でもよいのか。⇒「市民の主体的かつ公益的な活動」に修正。</p> <p>ス 「協働の場」がイメージしづらい。⇒削除。</p> <p>セ 3つ目の「・」も(1)(2)(3)といった書き方にした方が分かりやすいのではないか。⇒文章整理。</p> <p>ソ 全体的に簡略化させた方がわかりやすいか。⇒文章整理。</p>
<p>⑤市民の意見等への対応義務</p> <p>● (市民の意見等への対応義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、<u>市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもの</u>については、<u>可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。</u> 議会及び市長等は、<u>市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答し、説明責任を果たすものとする。</u> 議会及び市長等は、市民との情報共有のため、<u>市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。</u> 	<p>(市民の意見等への応答義務)</p> <p>第18条 市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、速やかに市政に反映させるものとします。</p> <p>2 市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等への対応方針又は対応結果について、速やかに回答するものとし、かつ、公表するよう努めるものとします。</p>	<p>ア 「説明責任」と「応答義務」が混ざった書き方となっているのではないか。「説明責任」と「応答義務」という言葉を入れて、すっきりさせた方がよいのではないか。⇒「応答義務」として、「説明責任」は削除。</p> <p>イ 2つ目の「・」と3つ目の「・」について、2段階であることを明確化すべきか。</p> <p>ウ 3つ目の「・」は市政に関することを共有するものなので、「情報共有等」の項目と整理できないか。</p> <p>⇒(イ・ウ) 2つ目と3つ目の「・」を合わせて第2項で整理(3つ目の「公表」については、情報共有(第13条)、または情報公開の総合的な推進(第14条)に含めることも可能)。</p> <p>エ 「市政に対する」について、市政の情報は共有すべきことなので、応答義務とは別にとらえてもよいのではないか。⇒「意見、要望、提案等」を限定するもの。</p> <p>オ 「可能な限り」は当たり前なので取った方がよいのではないか。あるいは、「可能な限り速やかに」なのか。⇒削除(人材や財政も限られている中で、実現が困難なものもあるので入れたもの)。</p>
<p>⑥住民投票</p> <p>● (住民投票の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、<u>住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</u> 住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。 <p>● (住民投票の結果の尊重)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長は、住民投票の結果を<u>尊重するものとする。</u> 	<p>(住民投票)</p> <p>第19条 市は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、案件ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市は、住民投票を実施する際は、住民が適切に判断できるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>ア 「住民」の定義がない。最終報告までにある程度の方向性を出していけるとよい。⇒用語の定義(第2条)で「住民＝市内に住む者」としたが、住民投票の投票権者については要検討。</p> <p>イ 住民投票に関する条例が、「常設型」か「非常設型」かが読み取れない。⇒「案件ごとに別に条例で定める」として、「非常設型」を明確にした。</p> <p>ウ 「…の場合には、住民投票を実施しなければならない」と明記するのはどうか。⇒請求権者の範囲を定めて、その〇分の〇以上からの請求があったときは実施しなければならない、とする他自治体の例もあるが、その場合には常設型住民投票条例を設ける必要がある。重要事項であり、より専門的な検討が必要ではないか。</p> <p>オ 住民投票を実施する際に前提となるデータの公表なども盛り込んだ方がよいのではないか。⇒第2項にあり。</p> <p>カ 「住民投票」の結果について、「尊重するものとする」は「尊重しなければならない」にすることができないか。「尊重するものとする」のではなく、「守らなくてはならない」とすべきではないか。⇒結果を受けて市長と議会が責任を持って判断することになる。また、折衷案が考えられる場合もあるので、「尊重しなければならない」と修正。</p> <p>キ 「住民投票」に関して、市長・議員が責任をもって判断すべきこともあるので、そのような条件を付けた方がよいのではないか。⇒そのような意味を含めて「尊重」としているが、「責任を持って判断する」と明記することも可能。</p>

市民から寄せられた意見

○自治基本条例検討委員会の中間報告について

市民の定義に国籍要件を含めてもらいたい。自治基本条例は、単に市に対し意見を述べるというようなものではなく、市長や議会の市政運営に一定の拘束力を持つものであり、また住民投票に関する記述もあることから、国籍要件は必須であると思われる。外国人に住民投票への参加という政治的権利を与える事には慎重であるべき。

○自治基本条例検討委員会の中間報告について

日本は国も地方自治体も間接民主制が大前提であるのに、「市民自治」はおかしい。自治基本条例は、選挙による一般市民の信任を得ていない一部の市民が、市政に大きな影響力を及ぼす事を可能にするものであり、間接民主制が機能しなくなる恐れがあるので、制定には反対する。

現在でもタウンミーティングや意見フォーム等、市に対する意見や要望を伝える機会はあるのだから、わざわざこのような条例を制定する必要はない。

以上、2名の方からの意見